

船舶事故調査報告書

平成28年5月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成27年4月9日 09時30分ごろ
発生場所	岡山県備前市鴻島南方沖 頭島港東防波堤灯台から真方位244° 2,320m付近 (概位 北緯34° 41.4′ 東経134° 15.5′)
事故の概要	漁船日生丸は、東北東進中、また、漁船日生五号丸は、漂泊中、両船が衝突した。 日生丸は、甲板員1名が負傷し、左舷船首部に破口を伴う擦過傷を生じ、また、日生五号丸は、甲板員1名が負傷し、右舷船尾部に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成27年5月27日、調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 日生丸、1.3トン OY3-22802（漁船登録番号）、日生町漁業協同組合 第271-38295号（船舶検査済票の番号） B 漁船 日生五号丸、1.1トン OY3-24434（漁船登録番号）、日生町漁業協同組合 第271-38297号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 甲板員A B 船長B、二級小型 甲板員B
負傷者	A 軽傷 1人（甲板員A） B 軽傷 1人（甲板員B）
損傷	A 左舷船首部に破口を伴う擦過傷 B 右舷船尾部に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：波 なし
事故の経過	A船は、船長A及び甲板員Aが乗り組み、B船は、船長B及び甲板員Bほか1人が乗り組み、かき筏を固定する錨の投入作業を行う目的で、共に鴻島南方沖を東北東進していた。 船長Aは、A船の船尾部右舷側で甲板に座って操船に当たり、B船を追って航行中、B船はA船よりも速力が速いので、接近することはないものと思って航行を続けていたところ、船首方至近でB船が漂泊していることに気付いて機関を後進に入れたが、A船の左舷船首部と

	<p>B船の右舷船尾部とが衝突した。</p> <p>甲板員Aは、A船の前部に座っていたが、衝突の衝撃で転倒して頭部に打撲傷を負った。</p> <p>船長Bは、操船中、B船の速力が落ちたので、プロペラに何か絡まったのかもしれないと思い、漂泊してプロペラの状況を確認することとした。</p> <p>船長Bは、A船が漂泊中のB船を避けるものと思い、船尾方を向いて膝をついた姿勢で船内外機のプロペラを水面上に引き揚げる作業を開始した。</p> <p>甲板員Bは、船長Bの背後から覗き込んでいたところ、A船の船首部と接触して左肩関節に挫傷を負った。</p>
<b>分析</b>	<p>船長Aは、船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、B船が漂泊したことに気付くのが遅れたものと考えられる。</p> <p>船長Bは、A船が漂泊中のB船を避けるものと思い、船内外機のプロペラを引き揚げる作業を行っていたことから、A船の接近に気付かなかったものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、A船の船長Aが船首方の見張りを適切に行っておらず、また、B船の船長Bが、A船が漂泊中のB船を避けるものと思い、A船に対する見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船首方の見張りを適切に行うこと。</li> <li>・ 停船して漂泊を始める際は、周囲を確認すること。</li> </ul>